

松山市からの重要なお知らせです！

個人市・県民税の特別徴収完全実施に向けて取り組んでいます。

平成29年度は従業員が3人以上の事業所に特別徴収を実施していただきます。

特別徴収とは

給与の支払者である事業主が、従業員の個人市・県民税を毎月の給与から天引き（特別徴収）して、翌月の10日までに市へ納入していただく制度です。事業主は原則すべての従業員の個人市・県民税を特別徴収することが義務付けられています。

税

市役所から通知する税額を毎月の給与から天引きしていただきますので、所得税のような税額の計算や年末調整をする手間はかかりません！

特別徴収の仕組み



従業員

③税額通知書の配付
(税額の天引き開始まで)

④給与から税額を天引き
(6月から翌年5月まで毎月、計12回)



事業主

①給与支払報告書の提出
(1月末まで)

②税額の計算及び通知
(5月中旬)

⑤税額の納入
(翌月10日まで)



市役所

※従業員に就・退職等の異動があった場合は、市役所へ届出書を提出していただくことで、変更通知書をお送りいたします。

従業員にとっての特別徴収のメリット

給与から天引きされるため納め忘れがなくなります。

年12回に分けて給与から天引きされるため、年4回で個人が納める普通徴収に比べて1回あたりの負担が少なくなります。

取組に向けての基本方針

愛媛県では、平成27年度から個人市・県民税の特別徴収を完全実施しています。

松山市では、下記の基準で特別徴収の強化対象事業所を指定し、特別徴収完全実施に向けて段階的に取り組んでいます。

平成29年度の強化対象事業所

①従業員数 3人以上

強化対象事業所の基準となる従業員数は、各年度において松山市に提出された給与支払報告書の報告人員から、退職者（退職予定者を含む）及び乙欄該当者を除いた人数とします。

②重複事業所

①の従業員数が2人以下であっても、愛媛県内他市町で特別徴収になる従業員がいる場合は、松山市でも特別徴収の取り扱いとなります。

平成30年度以降も未実施の事業所を対象に取り組みます。



Q. 特別徴収はどうしてもしなければならぬのですか？従業員からも普通徴収で納めたいと言われます…

A. 地方税法では、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人市・県民税を特別徴収することが義務付けられています。そのため従業員個々の希望や事務の増加などの理由で、普通徴収を選択することは認められていません。

特別徴収の実施にご理解とご協力をお願いします。



【地方税法 第321条の4 (抜粋)】

給与の支払をする者のうち所得税法第八十三条の規定によつて給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

Q. 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？

A. 原則として、パート・アルバイト・役員などすべての従業員から特別徴収する義務があります。ただし、次の場合については、普通徴収とすることができます。

普A：給与の支払期間が不定期

普B：給与が少なく税額が引ききれない・給与支払金額965,000円以下

普C：退職者・退職予定者（5月末日まで）

普D：他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者

該当する理由がある場合は、給与支払報告書の提出の際に「普通徴収への切替申請書」とあわせて給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に上記略号（普A・普Bなど）を記入してください。また、電子データ（eLTAX及び光ディスクなど）で提出する場合は切替申請書の提出は不要ですが、給与支払報告書（個人別明細書）の「普通徴収」欄にチェックを入れ、摘要欄には略号を入力してください。

Q. 2か所以上で働いているのですが、どの勤務先で特別徴収されますか？

A. 原則として、前年の給与収入額が大きい勤務先から特別徴収されますが、勤務先から市に提出する給与支払報告書の内容や前年度の状況から、市がどの勤務先で特別徴収していただくかを決定します。

納入について

納期の特例制度【地方税法第321条の5の2】

給与の支払を受ける従業員が常時10人未満の事業所は、申請し承認を受けることによって、毎月12回納めるものを、半年分まとめて納めることができる納期の特例制度があります。（ただし、市税に滞納がある場合は、納期の特例制度はご利用いただけません。）

お問い合わせ先：松山市役所 納税課 TEL 089-948-6264、6266

ネットバンキングについて

従業員から特別徴収した個人市・県民税は、法人ネットバンキングでの納入も可能です。（詳しくは各金融機関にお問い合わせください。）

納期が12/10と6/10の2回になるから
毎月納める必要がなくて楽だね♪



鳥の観光大使
しまぼう

※特別徴収完全実施については、松山市ホームページにも掲載しています。

松山 特徴 完全実施 検索

右のQRコードからでもご覧になれます。



お問い合わせ先

松山市役所 市民税課

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 TEL 089-948-6290~6298
http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/rizaibu/shiminzeika.html